

判 決 骨 子

福岡地方裁判所第1民事部

第1 被告国に対する請求について

1 規制権限不行使の違法性

被告国（労働大臣）は，昭和50年10月1日の特別化学物質等障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）改正時において，労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく省令制定権限を行使して，事業者に対して建築作業現場（屋内作業場）における建築作業に従事する労働者に防じんマスクを使用させることを罰則をもって義務付けるとともに，石綿含有建材（石綿含有量が重量5%以下のものを含む。）への警告表示や建築作業現場（石綿含有量が重量5%以下の石綿含有建材を取り扱う建築作業現場を含む。）における警告表示（掲示）の内容として，石綿により引き起こされる石綿関連疾患の具体的な内容，症状等の記載，防じんマスクを着用する必要がある旨の記載をそれぞれ義務付けるべきであり，平成7年の特化則改正の前日（平成7年3月31日）までの間，上記省令制定権限を行使しなかったことは，著しく合理性を欠くものであって，国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項の適用上違法であるというべきである。

2 労働基準法が適用される労働者以外の建築作業従事者との関係において，上記の規制権限不行使が違法であるとは認められない。

3 原告らが主張する規制権限不行使に関するその他の事由については，国賠法1条1項の適用上違法であるとは認められない。

第2 被告企業らに対する請求について

被告企業らの共同不法行為責任は成立しないから，原告らの被告企業らに対する請求は認められない。

第3 被告国が原告らに対して負う責任及び損害

1 被告国の責任

被告国の昭和50年10月1日の特化則改正時から平成7年の特化則改正の前日（平成7年3月31日）までの間（以下「被告国の責任期間」という。）の規制権限不行使は国賠法1条1項の適用上違法であるから、被告国は、上記期間内に建築作業現場のうち屋内作業場において、労働者として石綿粉じん曝露作業に従事したこと（ないしこれらの作業により発生する石綿粉じんに間接曝露したこと）により石綿関連疾患を発症した者に対して国賠法1条1項に基づく責任を負う。

2 慰謝料額の算定方法

(1) 基準となる慰謝料額

基準となる慰謝料額は、原告らないし被災者らが労災保険給付等を受領していることを考慮した上で、石綿関連疾患の別等に応じて1300万円ないし2500万円とする。

(2) 慰謝料額の修正要素

ア 被告国の責任期間内に労働者として石綿粉じん曝露作業に従事した期間が短期間の者については、基準となる慰謝料額を減額するのが相当である。

イ 肺がんを発症した被災者のうち喫煙歴がある者については、慰謝料額を減額するのが相当である。

(3) 被告国の責任の性質を踏まえた修正

被告国が被災者に対して負うべき損害賠償義務は、損害の公平な分担の見地から、その損害の3分の1を限度とする。

以上